

静岡県委託業務等成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県経済産業部及び交通基盤部が発注する委託業務等の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、的確な評定を図り、もって建設コンサルタント等及び技術者の適正な選定並びに公共工事の品質確保に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象となる委託業務等（以下「委託業務等」という。）は、1件の業務委託料(当初)が100万円以上の次の各号に掲げる委託業務等をいう。ただし、建築工事に係る設計業務はこの要領の評定対象としない。なお、小規模施設修繕等の単価契約業務は、最終業務委託額が100万円以上について、この要領の評定対象とする。

- (1) 測量・用地調査等、地質・土質調査、別に定める基準に従い定められる単純調査業務の各業務(以下「測量調査業務」という。)
- (2) 調査・計画業務
- (3) 設計業務
- (4) 点検・維持管理等業務
- (5) 積算関係業務

(評定者)

第3条 委託業務等の評定者（以下「評定者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 検査員
静岡県委託業務検査要領第5条により命じられた職員
- (2) 総括監督員、担当監督員
静岡県委託業務監督要領第7条により命じられた職員

(評定の方法)

第4条 評定は、委託業務等ごと、評定者ごとに的確に行うものとする。

2 評定の結果は、~~第2条(1)から(3)に規定する委託業務等にあつては別記様式第1-①、第2条(4)―(5)に規定する委託業務等にあつては別記様式第1-②の委託業務等成績評定表(以下「評定表」という。)~~静岡県委託業務等成績評定要領の運用細目(以下運用細目という)に定める様式に記録するものとする。

(評定の時期)

第5条 検査員は完了検査を実施したとき、総括監督員及び担当監督員は委託業務等が完了したとき、それぞれ評定を行うものとする。

(評定表の提出)

第6条 評定者は、評定を行ったとき、遅滞なく評定表を契約担当者に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第7条 契約担当者は、評定者から評定表の提出があったとき、遅滞なくその結果を受注者に対して、別記様式第2—①運用細目に定める「委託業務等成績評定通知書」(以下「通知書」という。)により通知するものとする。

2 発注機関の長は、第1項の通知書の写しについて、受注者へ通知した日から起算して1月を経過した日から委託業務等の完了した日の属する年度及びその翌年度末までの間、閲覧に供する方法により公表するものとする。

(評定の修正)

第8条 契約担当者は、前条第1項の通知後、委託業務等成績評定評価委員会(以下「委員会」という。)の意見又は次の各号の一により当該評定を修正する必要があると認められる場合、修正しなければならない。

- 一 委託業務等成績評定通知書の通知後、受注者に起因する事故等が判明した場合
- 二 委託業務等成績評定通知書の通知後、成果物等に受注者の故意又は重大な過失による隠れたかしが判明した場合
- 三 説明請求等及び再説明請求等により評定の錯誤があった場合

2 契約担当者は、委員会の意見を踏まえた上で評定を修正する。

3 第1項の規定により評定を修正できる期間は、完了した日から5年とする。

4 契約担当者は、前項の修正を行ったとき、遅滞なく、その結果を受注者に対して、別記様式第2—②運用細目に定める「委託業務等成績評定通知書(修正)」(以下「修正通知書」)により通知するものとする。

5 発注機関の長は、前項通知書の写しについて、受注者へ通知した日から起算して1月を経過した日から評定を修正した日の属する年度及びその翌年度末までの間、閲覧に供する方法により公表するものとする。

(説明請求等)

第9条 第7条第1項又は前条第4項による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(休日を含む。)以内に、書面により発注機関の長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 発注機関の長は、前項による説明を求められたとき、説明請求を受けた日から起算して30日(休日を含む)以内に、別記様式第3—運用細目に定める様式により回答するものとする。

(再説明請求等)

第10条 前条第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日(休日を含む。)以内に、書面により業務を所管する本庁の部長(以下「部長」という。)に対して再説明を求めることができる。

2 部長は、前項による再説明を求められたとき、再説明請求を受けた日から起算して30日(休日を含む)以内に、委員会の審議を経て、別記様式第4運用細目に定める様式により回答するものとする。

(委託業務等成績評定評価委員会)

第11条 第8条第1項及び前条第2項に規定する委員会に関し必要な事項は、静岡県委託業務等成績評定要領運用規程別に定める。

(附 則)

この要領は、平成28年4月1日以降に交通基盤部又は経済産業部が契約を締結する委託業務について適用する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要領は、平成29年4月1日以降契約する委託業務等に適用する。

3 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

4 この要領は、令和2年4月1日から施行する。